

令和6年4月30日

赤穂市教育委員会 様

公益財団法人赤穂市文化とみどり財団

理事長 藤 池 俊

令和5年度 赤穂市立民俗資料館の事業報告について

赤穂市立民俗資料館指定管理者管理運営基準に基づき、令和5年度管理委託に係る事業について別紙のとおり報告いたします。



		常 設		展	
区 分	入館料(円)	入館人員(人)	入館料収入(円)		
個 人	大 人 100	1,264	126,400		
	小中学生 50	34	1,700		
30人以上	大 人 80	412	32,960		
	小中学生 40	5	200		
100人以上	大 人 60				
	小中学生 30				
個人 50%	大 人 50	490	24,500		
	小中学生 25				
団 体 30人以上50%	大 人 40				
	小中学生 20				
団 体 100人以上50%	大 人 30				
	小中学生 15				
100%	大 人	962			
	小中学生	1,191			
特別利用券利用者					
赤穂観光パスポート		32	(@60×83) 4,980		
合 計	大 人	3,160	188,840		
	小中学生	1,230	1,900		
	計	4,390	190,740		

特別展、企画展等の開催

民俗資料館

企画展

期 間 令和5年8月5日(土)～9月11日(月)  
名 称 「おうち時間を楽しもうⅣ」  
～小さなクラフト体験・トールペイント作品展～  
内 容 猛暑の夏、おうちの中で出来る子どもたちでも作れるような数種類  
のクラフト体験ができたり、作品を見たりできるような企画  
入館者数 501人

期 間 令和5年10月9日(月・祝)～11月19日(日)  
名 称 「連鶴作品展」  
内 容 1枚の和紙から作られる連鶴の美しい作品を展示  
入館者数 490人

収蔵品展

期 間 令和5年4月16日(日)～5月21日(日)  
名 称 五月人形展  
内 容 収蔵している五月人形と鯉のぼりを飾り付け、未来の夢ある子ども  
の幸せを願うとともに、初夏の香りを感じてもらおうと実施  
入館者数 620人

期 間 令和6年1月6日(土)～1月28日(日)  
名 称 お正月の民具展  
内 容 収蔵品の中から、破魔弓や羽子板やお正月の遊び道具を展示  
入館者数 231人

期 間 令和6年2月11日(日)～3月22日(金)  
名 称 お雛さま展  
内 容 江戸時代のお雛さまや昭和初期の御殿雛、七段飾り雛や木目込み  
雛を展示 今回は仏画家豊田和子さんの作品もあわせて展示  
入館者数 691人

企画イベント

期 間 令和5年4月2日(日)  
名 称 第31回サロンコンサート「花びらに寄する思い」  
内 容 小川真澄(歌唱)と尾上克彦(ギター)によるサロンコンサート  
入館者数 67人

- 期 間 令和5年5月28日(日)  
名 称 「アコーディオン&ウクレレのしらべ」  
内 容 古川夫妻が奏でる、アコーディオンとウクレレの  
やさしい調べにまつまれるコンサート  
入館者数 28人
- 期 間 令和5年7月2日(日)  
名 称 「第4回 朗読と音楽で楽しむ」～赤穂の民話～  
内 容 赤穂にまつわる昔話の朗読と音楽をコラボさせた企画  
入館者数 37人
- 期 間 令和5年7月28日(金)・7月29日(土)  
名 称 キャンドル作りにチャレンジ!  
内 容 歴史ある当館でキャンドル作りに親子や子どもが挑戦  
入館者数 61人
- 期 間 令和5年9月23日(土・祝)・9月24日(日)  
10月1日(日)  
名 称 オータムコンサート 2023  
内 容 「はたけの家」によるバンドコンサート  
「リコーダーの会・あんだんて」によるリコーダーコンサート  
「ハピクル」によるゴスペルコンサート  
入館者数 174人
- 期 間 令和5年12月16日(土)・12月17日(日)  
名 称 クリスマスコンサート 2023  
内 容 「はたけの家」によるバンドコンサート  
「AKOハニーハーモニー」によるハーモニカコンサート  
入館者数 138人
- 期 間 令和5年12月23日(土)  
名 称 クリスマスキャンドル作り  
内 容 夏休みに実施してきたキャンドル作りをクリスマスの時期に  
家庭で楽しんでもらえるよう企画  
入館者数 16人

赤穂市立民俗資料館の管理運営に関する業務の収支決算書  
(令和5年度分)

(単位:円)

収 入

項 目	予 算	決 算	差 引	内 訳
民俗資料館管理収入	9,830,000	9,339,940	490,060	民俗資料館管理収入
施設利用料収入	204,000	190,740	13,260	施設利用料収入
合 計	10,034,000	9,530,680	503,320	

支 出

項 目	予 算	決 算	差 引	内 訳
人件費				
給料手当支出	3,403,000	3,402,134	866	職員給1人
臨時雇賃金支出	3,601,900	3,601,900	0	臨時職員賃金パート4人(交替勤務)
福利厚生費支出	632,100	621,116	10,984	社会保険料外
小 計	7,637,000	7,625,150	11,850	
物件費				
消耗品費支出	151,000	136,283	14,717	企画展消耗品外
燃料費支出	16,000	15,304	696	ガソリン代
会議費支出	36,000	24,369	11,631	企画演出演者賄外
印刷製本費支出	146,000	110,556	35,444	リーフレット印刷外
光熱水費支出	882,000	533,952	348,048	電気代外
修繕費支出	24,000	23,210	790	消防用設備修繕外
通信運搬費支出	82,000	72,381	9,619	電話料外
保険料支出	48,000	46,410	1,590	自動車損害保険料外
手数料支出	44,000	44,000	0	施設管理手数料
委託料支出	466,000	447,665	18,335	警備委託外
使用料賃借料支出	440,000	390,200	49,800	車両賃借料外
諸謝金支出	50,000	50,000	0	出演謝礼外
負担金支出	10,000	10,000	0	兵庫県博物館協会負担金
雑費支出	2,000	1,200	800	諸雑費
小 計	2,397,000	1,905,530	491,470	
合 計	10,034,000	9,530,680	503,320	

## 令和5年度 指定管理者管理運営事業評価シート

### 1 評価対象施設

公の施設の名称		赤穂市立民俗資料館					
所在地		赤穂市加里屋805番地2					
指定管理者	団体名	(公財)赤穂市文化とみどり財団			指定期間	開始日	令和3年4月1日
	所在地	赤穂市中広864番地				終了日	令和6年3月31日
選定方法		非公募			評価実施年	指定期間3年のうち3年目	
施設設置目的		・郷土の民俗に関する資料の収集、保管、調査研究及び展示等を行い、市民の教養の向上、文化の発展に資するため、当館を設置する。					
主な実施事業		(1) 実物、複製、模写、模型、図書、フィルム等の資料(以下「資料館資料」という。)を収集し、保管し、及び展示すること。 (2) 資料館資料に関する調査研究を行うこと。 (3) 資料館資料に関する案内書、解説書、目録、図録、調査研究の報告書等を作成し、及び頒布すること。 (4) 他の資料館、学校その他の関係機関と連絡し、及び協力すること。 (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事業。					

### 2 利用状況(目標と実績)

成果指標		単位	目標	R3実績	目標	R4実績	目標	R5実績
a	利用者数	人	6,000	3,574	6,000	3,621	6,000	4,390
b	稼働率	%		60		60		70

### 3 指定管理業務にかかる収支状況

区 分		令和3年度決算	令和4年度決算	令和5年度決算	
収入計		A	9,550,828	9,217,579	9,530,680
指定管理料			9,386,998	9,053,569	9,339,940
利用料収入		C	163,830	164,010	190,740
自主事業収入			—	—	—
その他			—	—	—
支出計		B	9,550,828	9,217,579	9,530,680
事業費			9,550,828	9,217,579	9,530,680
内、人件費		D	7,398,928	7,083,117	7,625,150
内、再委託料		E	441,806	442,822	447,665
自主事業費			—	—	—
事業収入		A-B	0	0	0
利用料比率		C/A	1.7 %	1.8 %	2.0 %
人件費率		D/B	77.5 %	76.8 %	80.0 %
再委託費比率		E/B	4.6 %	4.8 %	4.7 %
・事業費は、該当年度及び過年度決算を記入する。					
補足説明					

4 事業評価

評価区分	評価項目	自己評価	所管評価	
①サービスの履行	人員体制	事業計画に即し、人員を過不足なく配置している。	B	B
		必要な資格、経験を有する人員が確保されている。	B	B
		事業計画に即し、計画的に研修等を実施している。	B	B
	第三者への委託	外部委託の内容は、事前に市の承認を受けており適切である。	B	B
		外部委託業者に対して協定書等を遵守している。	B	B
	法令遵守等	法令、条例等に基づき、必要な点検、報告等を行っている。	A	A
	個人情報保護	個人情報保護に関する法令を遵守している。	A	A
		個人情報の漏洩、滅失等の事故防止対策を講じている。	B	B
	情報公開	情報公開に関する法令や条例に準拠した運用がなされている。	B	B
		協定書等に従い、情報を適切に管理し、公表している。	B	B
	管理記録	業務日誌等を適切に整備、保管している。	B	B
		点検、修繕等の履歴が適切に記録、保管されている。	B	B
	連絡調整	協定書等に従い、各種報告書を市に提出している。	B	B
		市、関係団体等との連絡調整を適切に行い、情報の共有が図れている。	A	A
緊急対応	事故、災害等の緊急時の連絡体制が整備されている。	A	A	
	緊急時のマニュアルが整備され、定期的に訓練を行っている。	B	B	
	緊急時又は危険予測時、直ちに措置を講じ、市に報告を行っている。	A	A	
財務状況	指定管理者の財務状況は、業務の継続が可能な状態である。	B	B	
総括	①サービスの履行に関する評価	B	B	
②サービスの質	施設管理	協定書等に従い、開館日、閉館時間等を遵守している。	A	A
		事故防止及び安全確保のために必要な対策を講じている。	B	B
	利用者対応	利用許可、利用料金の徴収、減免、還付等の受付業務を適切に行っている。	B	B
		利用者に対して設備、備品等を適切に提供している。	B	B
		言葉使い、態度、服装等接遇が適切である。	A	A
	事業運営	事業計画に即し、必須事業を実施している。	A	A
		施設の目的に沿った自主事業を実施している。	A	A
		事業内容がサービス水準の向上に寄与している。	B	B
	維持管理	仕様書等に従い、維持管理を適切に行っている。	B	B
		仕様書等に従い、設備の保守管理を行っている。	B	B
		備品台帳に基づき、備品を適切に管理している。	B	B
		協定書等に従い、適切に修繕を行っている。	B	B
	環境配慮	省エネルギー、省資源等環境への配慮がなされている。	A	A
	広報活動	事業の開催案内、ホームページの管理等を適切に行っている。	B	B
苦情等対応	要望、苦情等に対して迅速かつ適切に対応している。	B	B	
	要望、苦情等を整理し、遅延なく市に報告している。	B	B	
事業評価	利用者アンケート調査を実施し、その結果を利用者等に公表している。	B	B	
	利用者の利便性向上を図るため、自己評価を実施し、利用者等に公表している。	B	B	
提案事項	指定管理者の提案事項については、市と協議し、提案のとおり実施している。	B	B	
利用状況	利用者数、稼働率等は、目標に対し妥当な水準である。	C	C	
総括	②サービスの質に関する評価	B	B	
③安定性	経理事務	専用の口座等を備え適切に経理事務を行っている。	B	B
	予算執行	収支予算書の範囲内で適正に予算を執行している。	A	A
	経費縮減	経費が縮減され、又は縮減に向けた努力を行っている。	A	A
	収支状況	収支予算書と比較して、収支状況は妥当である。	B	B
	総括	③安定性に関する評価	B	B

所見 (成果、課題等)	【自己評価】 コロナウイルス対策が5類に移行したが、人の動きがコロナ前程にはなかった。すべてのイベントに入館者数を絞った。コンサートは50人という人数制限を設け、キャンドル体験も20人と入館者を制限し感染対策に努めた。イベントの実施方法を工夫改善することで入館者数を増やすことも可能であるとする。一方文化財保護という観点も持ちつつ今後のイベントを考えたいと思う。市外からの入館者から好評価に手ごたえを得ている。「宝の山ですね。」という言葉がたくさんいただいた。1時間を超えて熱心に見学される人も多く、一番の感動の素は館そのものであったようだ。県の重要文化財として館の適切な保存に心を配り、空間の素晴らしさを体感してもらえるように努めていきたい。館の外観の環境美化に一層の取り組みをして、文化財としての魅力を発信していきたい。		
	【所管評価】 兵庫県指定の重要文化財である館の適切な管理運営を行っている。 新型コロナウイルス感染症の影響が残る中、企画・イベントを実施し、利用者増に努めている。 引き続き、広報やSNSを活用した積極的な情報発信に努め、利用者増への取り組みの充実を図るとともに、利用者の安全確保と、適切な施設管理に努められたい。		
前年評価	B	総合評価	B

※評価基準

自己評価・所管評価	A	優良	協定書、仕様書、事業計画書等を遵守し、要求水準より優れている。
	B	良好	協定書等を遵守し、要求水準を概ね満たしている。
	C	要改善	協定書等に定める要求水準を下まわっており、改善が必要と認められる。
総括	A	優良	評価項目の評価が全てB以上であり、かつAが過半数である。
	B	良好	優良、要改善以外の評価
	C	要改善	評価項目の評価の内、Cが1割以上含まれる。
総合評価	A	優良	自己評価、所管評価の「総括」にCが含まれず、かつAが過半数以上ある。
	B	良好	優良、要改善以外の評価
	C	要改善	自己評価、所管評価の「総括」にCが2つ以上含まれる。